

改 正 後	現 行
<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成二十七年以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地方職員共済組合 千分の〇・二三 二 公立学校共済組合 千分の〇・三三 三 警察共済組合 千分の〇・一一 四 東京都職員共済組合 千分の〇・二六 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・二九 六 市町村職員共済組合 千分の〇・二九 七 都市職員共済組合 千分の〇・二九 	<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成二十七年以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準給与の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地方職員共済組合 千分の〇・二三 二 公立学校共済組合 千分の〇・三三 三 警察共済組合 千分の〇・一一 四 東京都職員共済組合 千分の〇・二六 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・二九 六 市町村職員共済組合 千分の〇・二九 七 都市職員共済組合 千分の〇・二九